



帰省された皆さまへ

飛驒高山を

ふるさと納税で

応援してください

ふるさと納税とは、自分が生まれ育ったふるさとや、応援したい都道府県や市区町村への「寄附金」のことで、寄附額のうち、2,000円を超える部分は、所得税と個人住民税から一定限度額まで控除される制度です。

市では、ふるさと納税で寄せられた寄附金を「飛驒高山ふるさと基金」に積み立て、まちづくりを活用することで、寄附者の思いや願いを受けとめてまちづくりを進めています。

◆寄附手続きの方法

①インターネットから申し込む場合

市ホームページからリンクしている、ふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」か「FIREGII公金支払い」にアクセスすることで手続きしていただけます。

納付方法はクレジットカードや郵便振替、銀行振込、コンビニ払いなどから選択できます。

<http://www.city.takayama.lg.jp/furusatonozei/index.html>

②インターネットを利用しない

または現金書留の場合

次のいずれかの方法により寄附申出書を企画課まで送信または

郵送してください(寄附申出書は企画課(本庁4階)でお渡しするほか、市HPからダウンロードできます)。申出書受付後、納付書をお送りいたします。

●郵送の場合

〒506-8555

高山市花岡町2丁目18番地

高山市企画部企画課宛

●ファクシミリの場合

FAX 0577-35174

●メールの場合

kikaku@city.takayama.lg.jp

※件名は「飛驒高山ふるさと寄附」としてください。

市民の皆さまへ

ふるさと納税のPRにご協力をお願いします

ご家族や親せきの帰省や同窓会の機会に、ぜひ、ふるさと納税を紹介してください。ふるさと納税に関して不明な点などありましたら、企画課までご連絡ください。

※寄附募集をかたった寄附の強要や詐欺行為には十分ご注意ください。市では、お電話などで振込先をお伝えして送金をお願いすることは一切ございません。

ご寄附いただいた皆様には

1. 寄附金の使用道のお知らせやふるさととの情報をまとめた紙面を翌年にお送りします。
2. 確定申告のご案内を事前にお送りします。
3. 基準額以上のご寄附をいただいた市外の方には、お礼の品をお贈りします。

点から市外の方に限らせていただきます。

ご寄附の金額に応じてカタログの中からお好きな品物をお選びいただけます。市ホームページに一覧を掲載していますので寄附申出の際にご確認ください。

お礼の品(特産品など)について

基準額以上のご寄附をいただいた方に感謝の気持ちを込めてお礼の品(特産品など)をお贈りします(住所外以外の自治体へ納税できる制度であること、また、高山市の魅力を市外にPRする観

